

高裁なごや High Court Nagoya Vol.10

平成21年5月発行



裁判員制度

平成21年5月21日
スタート！



福井地方裁判所1号法廷

もくじ

- 1 おさらい！裁判員制度
- 2 ご存じですか？裁判のあれこれ
～被害者参加制度～
- 3 市政資料館展示コーナー
リニューアル！
- 4 裁判員制度お問い合わせ窓口

名古屋高等裁判所事務局総務課

〒460-8503 名古屋市中区三の丸1-4-1

052-203-0197

<http://www.courts.go.jp/nagoya-h/>

写真、イラストを含む記事の無断転載はお断りいたします。

～ 裁判員制度の施行にあたって ～

司法制度改革の大きな課題のひとつであった裁判員制度がいよいよ始まります。これにより、司法は新しい時代を迎えることとなります。

今後、多くの国民の皆様が刑事裁判に参加し、その良識が裁判に反映されていくことで、よりよい裁判が実現し、また、司法に対する皆様の理解と信頼が揺るぎないものになることを期待しています。

裁判所は、これまで、関係機関と協力しながら、制度の円滑な実施に向けて準備を進めてきました。制度実施後においても、参加していただく国民の皆様の御意見に真摯に耳を傾け、運用に伴う問題点を常時把握し、改善を行いながら、皆様の期待に応えられるように力を尽くしていきます。

裁判官をはじめ裁判所職員全員が、皆様の御参加を心よりお待ちしております。

名古屋高等裁判所長官 細川 清